

マンスリー・レビュー

2021.12



三井住友銀行

企画
編集 日本総合研究所

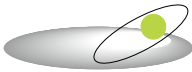
CONTENTS

視点	気候変動対応と経済安全保障 日本総合研究所 調査部 佐倉 勲 …	1
経済トピックス	賃金インフレリスクに直面する英国経済 日本総合研究所 調査部 梶野裕貴 …	2
社会トピックス	ビッグテックへの政府介入とその影響 日本総合研究所 調査部 佐藤浩介 …	4
アジアトピックス	エネルギー資源価格高騰で二極化するASEAN経済 日本総合研究所 調査部 松本充弘 …	6
KEY INDICATORS	8

本誌は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本誌は、作成日時点で弊行および弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行および弊社で保証する性格のものではありません。また、本誌の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。

ご利用に際しましては、お客さまのご自身の判断にてお取り扱いくださいますようお願い致します。本誌の情報に基づき起因してご閲覧者様および第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先、弊行および弊社は一切責任を負わないものとします。

本誌の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。



気候変動対応と経済安全保障

2021年も残すところ1カ月となりました。この1年、わが国の政策面でとくに新しい動きがみられたのは、気候変動対応と経済安全保障の分野ではないでしょうか。

気候変動対応については、昨年10月に菅前首相が2050年カーボンニュートラルを宣言し、脱炭素化へと大きくかじを切りました。その後、本年4月に政府は、2030年の温室効果ガスを2013年比46%削減する野心的な目標を打ち出しています。また、これらの目標達成に向けて、昨年12月、政府の成長戦略会議において、脱炭素への挑戦を経済と環境の好循環につなげるためのグリーン成長戦略が策定されたほか、本年10月には、エネルギー基本計画と地球温暖化対策計画が取りまとめられました。

一方、経済安全保障に関しては、米中対立が深刻化し、資源や技術、データといった経済領域における覇権争いにエスカレートしてきたことを受け、機微技術の流出防止やデータの取り扱いに関する規制強化、半導体などの先端産業支援等、従来別物であった経済と安全保障を一体的に考える動きが、世界的に広がっています。わが国においても、本年6月公表の骨太の方針や成長戦略実行計画において、経済安全保障に取り組んでいく必要性が明記されたほか、10月に発足した岸田新内閣において、担当大臣が新たに設置され、経済安全保障推進法の制定を目指す方針が示されました。

このように、最近のホットトピックである気候変動対応と経済安全保障について、企業経営の観点からは、三つの共通点に留意する必要があります。

第1に、いずれも企業が対応すべき環境変化であることです。実際、本年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードの付属文書である投資家と企業の対話ガイドラインでは、「ESGやSDGsに対する社会的要請・関心の高まり」と「国際的な経済安全保障を巡る環境変化への対応の必要性」といった事業を取り巻く環境の変化が、経営戦略・経営計画等において適正に反映されているかについて、投資家と企業の間で議論する必要があると明記されています。

第2に、企業経営に社会的価値という新たな価値基準が加わることです。気候変動対応を巡る様々な取り組みは、短期的には、企業業績、いわゆる経済的価値に影響を及ぼし難いものですが、持続可能な社会の実現に貢献することで、非財務面での社会的価値を創出します。経済安全保障も、持続可能な社会を目指す点では気候変動対応と同じといえます。今後、企業は、経済的価値だけにとどまらず、社会的価値という新たな価値も強く意識した行動が求められるようになるでしょう。

第3に、いずれも、大企業のみならず、中堅・中小企業を含めたすべての企業が対応を求められることです。気候変動対応では、サプライチェーンの上流・下流を含めた全体の脱炭素化が求められているほか、経済安全保障に関しては、中堅・中小企業であっても、機微技術や機密情報の慎重な取り扱いを迫られる可能性があります。

気候変動対応と経済安全保障が、今後具体的な政策に反映されてくる段階で企業経営にどのような影響を及ぼすのか、関心を持って注視していく必要があるでしょう。

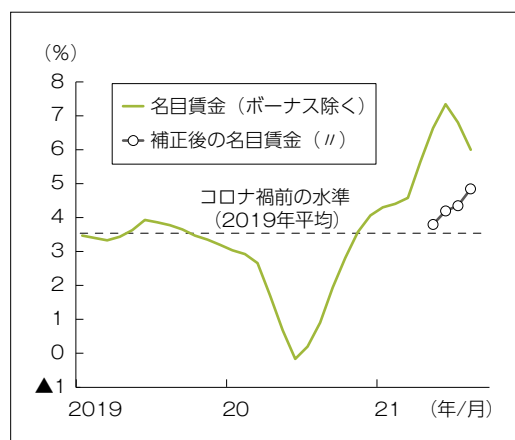
(佐倉)

賃金インフレリスクに直面する英国経済

新型コロナは世界経済に大きな打撃を与えましたが、英国は主要先進国のなかでもとくに深刻な影響を受けました。もっとも、本年春以降は経済活動の正常化が進められており、実質GDPは年明けまでにコロナ禍前の水準を回復すると予想されます。このような経済の回復に先行して、名目賃金は新型コロナ流行前の2019年平均を超える高い伸びとなっています（図表1）。また、コロナ禍に起因する一時的な要因を補正した後の賃金上昇率も高くなっています。

賃金は家計消費や企業収益に大きな影響を及ぼすほか、インフレ率の基調を左右する要因でもあり、今後の物価動向を見通すうえでも重要です。そこで以下では、英国の賃金が増加している背景を整理・分析したうえで先行きを展望しました。

図表1 英国の名目賃金上昇率（前年比）



(資料) ONSを基に日本総合研究所作成
 (注) ONSは①前年の落ち込みの反動や②労働者構成の変化の影響を除いた名目賃金上昇率の範囲を試算。グラフ内の「補正後の名目賃金」はその中央値。

賃金上昇の四つの要因

英国で賃金の急激な上昇が発生した理由としては、労働需要サイドと供給サイドの両面の要因が指摘出来ます。具体的には、以下の4点が挙げられます。

第1に、企業による労働需要が急速に高まっていることです。足元の求人数は100万件を超える過去最高水準を記録しており、コロナ禍前を3割以上も上回っています。業種別でも、コロナ禍で打撃を受けた宿泊や飲食などの対面型サービス業をはじめとして、ほとんどの業種で求人数が急増しています。

第2に、コロナ禍で労働市場から退出した人々の復帰が遅れていることです。コロナ禍前に64%前後で推移していた労働参加率は、今年8月時点で63.3%と低迷しています。年代別にみると、24歳以下の若年層や50歳以上の中老年層で労働参加率の回復が遅れています。これらの年代層の人々は、コロナ禍を機に進学や早期退職など、労働市場からの退出を選択した可能性があります。

第3に、英国政府による雇用維持政策が労働力の円滑な移動を阻害した可能性があることです。政府は、コロナ禍を受けて、大規模な雇用維持政策（CJRS）を導入し、一時帰休者への給与を一部補助しました。この政策が適用される一時帰休者は8月末時点で100万人以上存在しており、CJRSは失業者の急増を防ぐ効果を発揮しました。その一方で、業況が悪化した企業から改善した企業への労働力の移動を妨げ、業績が好調な企業で

の人手不足を招いた要因の一つになった可能性があります。

第4に、労働力の1割以上を占めている外国人労働者の増加が限定的であることです。コロナ禍で自国に戻った外国人労働者が英国に戻ってこないことに加え、EU離脱（ブレグジット）の影響を受け、英国内で働くEU出身の労働者は減少しています（図表2）。この背景として、ブレグジットに伴って導入されたポイント制の移民管理制度（新移民制度）において、EU市民も非EU市民と同様の扱いとなり、低技能者は移民認可を受けるためのポイント取得が難しくなったことが挙げられます。

賃金上昇によって物価高が持続

今後を展望すると、以上の四つの要因のうち、雇用維持政策による部分は早晩解消に向かうものの、その他の要因は短

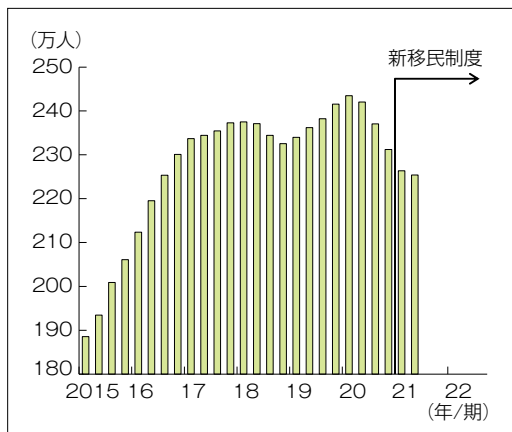
期間での解消が困難であるため、英国の人手不足の早期解消は展望し難く、賃金の高い伸びは続くと思込まれます。

やや詳しくみていくと、まず、英国政府による雇用維持政策（CJRS）が9月末に終了となったことで、一時帰休者は次第に減少していく見込みです。100万人以上存在していた一時帰休者の一定部分は解雇されるとみられますが、こういった労働力が未充足の求人埋めることは、労働需給のひっ迫を緩和させると考えられます。

一方、その他の要因は長引くことが予想されます。まず、景気回復に伴う求人増は今後も続くと思込まれます。また、進学を理由にいったん退出した人々が労働市場に戻ってくるまでには一定の時間がかかるほか、退職を選択した人が翻意して労働市場へ復帰するケースも多くないと考えられます。さらに、EU出身の労働者が大幅に増加することも期待し難い状況です。EU出身の労働者の減少に対応するため、英国政府は就労ビザの発行条件を緩和する方針を打ち出しましたが、新たに発行されるビザの数は、各種業界団体が推計しているEU出身の労働者の不足人数を大きく下回るため、外国人労働者を増やす効果は限定的とみられます。

賃金の高い伸びが持続すると、家計消費の増加が後押しされる一方、企業にとっては労働コストの増大につながります。こうしたコストの一部は各種の販売価格に転嫁されると予想されるため、英国のインフレ率は来年も2%を上回る高めの伸びが続くと思込まれます。（梶野）

図表2 英国内のEU出身労働者数



(資料) ONSを基に日本総合研究所作成
(注) 16歳以上のEU生まれの労働者数を後方4期平均。

■ ビッグテックへの政府介入とその影響

デジタル社会のけん引役として高く評価されてきた巨大IT企業、いわゆるビッグテックに対して、このところ世界各国の政府が規制強化や提訴など介入姿勢を強めています。以下では、ビッグテックに対する政府介入の概要を整理するとともに、それがもたらす影響について検討しました。

政府介入の目的と主な事例

各国政府によるビッグテックへの介入は、ビッグテックがあまりに巨大化し、それによって得た市場支配的な地位を乱用しているとの懸念が背景にあります。GAF（グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン）を例にその主な内容を見ると、目的別に次の三つに整理出来ます（図表1）。

第1に、「優越的地位の乱用の是正」です。米司法省はグーグルに対して、排他的行為によりネット検索・デジタル広告市場を独占しているとして、その是正を求めて提訴しました（2020年10月）。また、欧州委員会はアマゾンに対して、他社商品も扱う同社のECサイト上で、自社商品だけを目立つように表示するのは不当な行為であると警告する「異議告知

書」を発出しています（2020年11月）。

第2に、「不当な企業買収の取り消し」です。米連邦取引委員会はフェイスブックに対して、画像共有アプリ「インスタグラム」など過去に行った新興企業の買収が、将来競合する恐れのある相手を早期に排除するための不当な行為であるとして、買収企業を分割するよう提訴しました（2020年12月、21年8月）。

第3に、「不透明な取引慣行の解消」です。日本政府は、特定のデジタルプラットフォーム提供事業者に対して、取引条件の開示や取引の公平性を示す資料の報告を法律で義務づけ、2021年4月にはこの提供事業者としてアマゾンやアップルなどを指定しました。これは、国内の取引企業から、一方的に規約を変更されたり、理由を示さず取引が拒絶されたりするなどの苦情が寄せられたことに対応したものです。

次世代の新興企業台頭への期待

各国政府は、これら一連の措置によってビッグテックが事業を見直す結果、市場の公正性が確保され、サービス利用者や取引企業が恩恵を受けることを見込んでいます。さらに、次世代を担うイノベ

図表 1 GAF（A）に対する政府介入事例

介入目的	対象企業	市場支配的な地位の乱用とされる行為
優越的地位の乱用の是正	グーグル	ネット検索・デジタル広告市場を排他的に独占
	アマゾン	他社商品も扱うECサイトで、自社商品だけを目立つよう表示
不当な企業買収の取り消し	フェイスブック	過去の新興企業買収は、将来の競合相手の不当な排除が目的
不透明な取引慣行の解消	アマゾン、アップル	一方的に規約を変更、理由を示さず取引を拒絶

（資料）各種資料から日本総合研究所作成

ーティブな企業が新たに台頭することにも期待を寄せています。

ビッグテックが今後どうなるかについては予断を許さないものの、少なくとも当面は、事業内容の見直しや訴訟への対応に経営資源を割かれることとなります。それに伴い、一時的にせよ開発力が弱まったり、新規案件への着手がしづらくなったりすると考えられます。それが、市場の公平性確保と相まって、新興企業の競争環境の改善につながるとみられているのです（図表2）。

過去においても、例えば米司法省による大型反トラスト訴訟が結果的に新興企業の台頭をもたらしています。IBM訴訟（1969～82年）では、その間、同社経営陣が対応に追われたことが、マイクロソフトやコンパックなどの新興勢力の活躍を助長する一因となりました。マイクロソフト訴訟（1998～2002年）では、同社は訴訟期間中だけでなく和解成立後もしばらくは事業の見直しなどに経営資源を集中せざるを得ず、それがグーグルの成長につながったといわれています。

今後の注目点

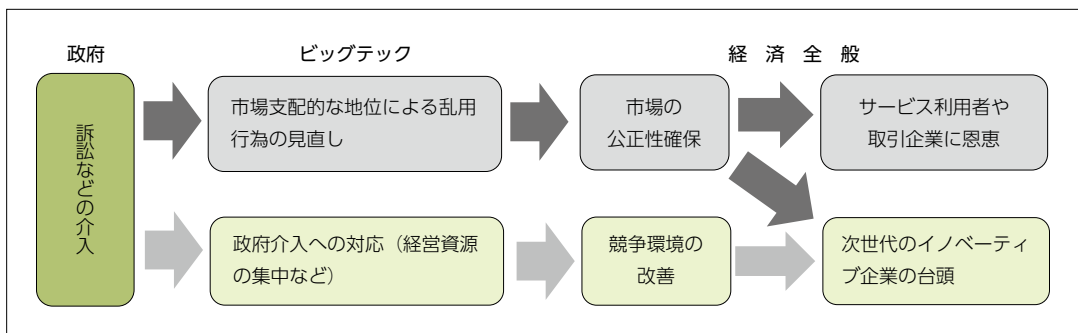
今回は複数のビッグテックを対象に、訴訟以外にも様々な措置が世界的に講じられています。それだけに、イノベーターな製品・サービスやビジネスモデルを開発した新興企業が、より自由に活動し大きく成長する機会が広がる可能性があります。

それを踏まえると、今後は以下の2点が注目されます。

第1に、どのようなイノベーションが登場するかです。スマートフォンのように社会を一変させるような画期的なイノベーションが、これから出てくる可能性は十分考えられます。

第2に、その担い手のなかに日本企業が含まれるか否かです。近年の日本企業の世界における存在感低下は否めず、それが経済全体の活力低下につながっていると思われる。わが国が次世代のイノベーターな有力企業を生み出すことは、経済全体の再生にとっても重要な課題となりましょう。（佐藤）

図表2 政府介入による影響



（資料）各種資料から日本総合研究所作成

■ エネルギー資源価格高騰で二極化するASEAN経済

最近、原油や天然ガス、石炭などのエネルギー資源価格が高水準で推移しています。代表的な原油価格であるWTI原油先物価格は、2014年10月以来約7年ぶりに80ドル／バレル超えを記録したほか、天然ガスや石炭の価格も過去最高値を更新しました。今後も、暖房需要が高まる冬場にかけて需給がタイトな状況が続き、エネルギー資源価格の高値圏での推移が続くとの見方が有力です。

以下では、エネルギー資源価格の高騰がASEAN諸国に及ぼす影響について考察しました。

純輸入国で高まる通貨下落リスク

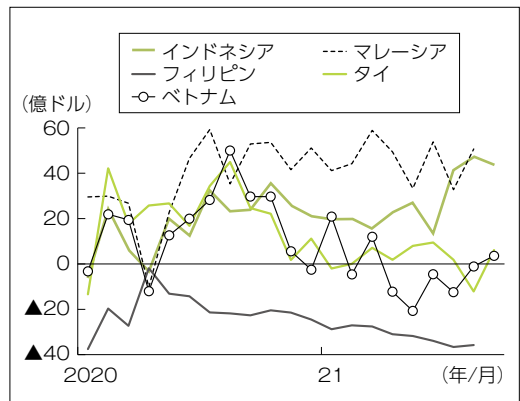
一般的に、エネルギー資源価格高騰が与える影響はエネルギー資源の純輸出国と純輸入国で大きく異なります。ASEAN5カ国（インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ベトナム）のうち、エネルギー資源純輸出国であるマレーシア（2020年鉱物性燃料貿易収支：GDP比+1.1%）とインドネシア（同+0.9%）では、エネルギー資源輸出額の増加が景気押し上げに作用し、財政安定化にもつながるとみられます。一方、エネルギー資源純輸入国のタイ（同▲4.5%）、ベトナム（同▲3.8%）、フィリピン（同▲2.0%）では、エネルギー資源輸入額の増加により貿易収支が悪化し、企業・家計のコスト負担が増加するなど、負の影響が顕在化するとみられます。実際、マレーシアとインドネシアでは足元にかけて高水準の貿易黒字が続いている一方、タイ、ベトナム、フィリピンでは、貿易収支が悪化傾向となっています（図表1）。

こうしたなか、エネルギー資源価格高騰による貿易収支の変動が、為替レートにも影響しています。国外での通貨利用が制限されるなど規制が厳しいベトナム・ドンはあまり変動していませんが、夏場以降、インドネシア・ルピアは若干上昇している一方、タイ・バーツとフィリピン・ペソは大幅に下落しています。

これらの国は、エネルギー資源高以外も通貨安要因を抱えています。その一つがサービス収支です。例えば、タイでは観光業の低迷により2020年4～6月期以降サービス収支の赤字拡大が続いていることが通貨安要因となっています。

さらに、今後は米国の金融政策が多くの新興国にとって通貨安要因となる可能性が大きいとみられます。米国では景気回復が続くなか、今後大幅な金融緩和の修正局面に入るとみられます。米国で利上げが実施された場合、運用サイドからみた米国金利の相対的な魅力の上昇によって、新興国から米国へ投資資金が戻る傾向が強まるとみられ、とりわけ通貨の

図表 1 ASEANの貿易収支



（資料）CEICを基に日本総合研究所作成

ぜい弱性が目立つ国からの資金還流が加速する展開が懸念されます。

燃料補助金制度の有無で違い

一方、エネルギー資源高は、一般に家計にとってはコスト増となり、総じて消費活動等にマイナスに働きます。ASEAN諸国の消費者物価指数（CPI）に占めるエネルギー・電力関連のウェートは総じて10%前後であり、エネルギー資源価格高騰は物価上昇につながりやすい構造となっています。もっとも、実際の家計への影響は、燃料補助金制度の有無によって大きく異なります。

まず、同制度が存在しない国ではインフレが加速傾向にあります。フィリピンでは7～9月期のCPIが前年同期比+4.6%と、中銀の目標レンジの上限（4%）を超えています（図表2）。7月の大雨により農作物価格が上昇したことに加え、

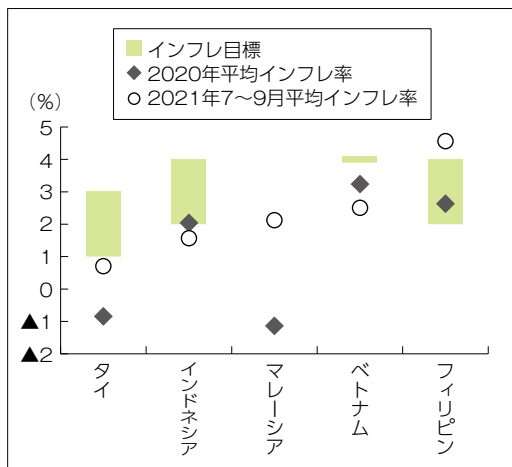
足元ではエネルギー価格の高騰により光熱費が上昇していることが物価上昇の主な原因です。タイでは、政府が6月から8月末まで電気・水道料金を引き下げたため、原油高の影響が抑えられていましたが、9月には料金引き下げの終了と輸送価格の上昇により物価が上昇しています。ベトナムでは、輸送価格の上昇などの動きがみられます。

一方で、燃料補助金制度がある国では、物価は総じて安定的に推移しています。マレーシアでは、昨年的大幅な下落の反動で今年4月にかけて前年同期比+4.7%へと加速しましたが、燃料補助金制度によりレギュラーガソリンと軽油の価格が据え置かれたうえ、夏場の景気悪化の影響もあり、9月は同+2.2%と伸びは落ち着いています。インドネシアも燃料補助金制度があるため、物価の高騰はみられません。

二極化するASEAN経済

このように、ASEAN諸国に対してエネルギー資源高が与える影響は、輸出入構造のほか、燃料補助金制度の存在によって大きく異なります。エネルギー資源純輸出国で燃料補助金制度があるマレーシアやインドネシアはエネルギー資源高によるデメリットは小さいとみられます。一方でタイ、フィリピン、ベトナムはエネルギー資源輸入国であるうえ、燃料補助金制度が無いため、エネルギー資源高が経済の様々な面にデメリットが比較的早く表れてくるとみられます。そのため、当面のASEANでは国ごとの景況の差が広がってくる可能性が高いと考えられます。（松本）

図表2 インフレ率とインフレ目標



(資料) CEICを基に日本総合研究所作成
 (注) インフレ目標はタイ、インドネシア、フィリピンは中銀目標。ただし、ベトナムは政府目標。

KEY INDICATORS

(2021年11月15日現在)

● 日本 ●

(%)

	2020年度	2021年		2021年			
		4～6	7～9	7月	8月	9月	10月
鉱工業生産指数	(▲9.5)	<1.1> (19.9)	<▲3.7> (5.8)	<▲1.5> (11.6)	<▲3.6> (8.8)	<▲5.4> (▲2.3)	
鉱工業出荷指数	(▲9.8)	<0.7> (18.8)	<▲4.1> (4.2)	<▲0.3> (11.2)	<▲4.4> (7.2)	<▲6.1> (▲4.5)	
鉱工業在庫指数 (末)	(▲9.8)	<0.9> (▲5.0)	<2.5> (0.5)	<▲0.7> (▲4.5)	<▲0.1> (▲3.7)	<3.4> (0.5)	
生産者製品在庫率指数	(9.2)	<▲1.2> (▲24.0)	<5.7> (▲7.9)	<1.0> (▲13.1)	<3.7> (▲10.0)	<5.5> (0.4)	
稼働率指数 (2015年=100)	87.4	96.7	90.2	94.9	91.2	84.5	
第3次産業活動指数	(▲6.9)	<▲0.5> (7.5)		<▲0.6> (2.0)	<▲1.7> (▲0.5)		
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	(▲8.8)	<4.6> (12.6)		<0.9> (11.1)	<▲2.4> (17.0)		
建設工事受注 (民間) 公共工事請負金額	(▲4.9) (2.3)	(16.3) (▲2.2)	(18.1) (▲12.0)	(6.4) (▲9.9)	(▲4.7) (▲11.0)	(43.4) (▲15.1)	
新設住宅着工戸数 (年率、万戸)	81.2 (▲8.1)	87.5 (8.1)	87.6 (7.2)	92.6 (9.9)	85.5 (7.5)	84.5 (4.3)	
百貨店売上高 全国	(▲24.4)	(44.9)	(▲3.4)	(4.2)	(▲11.7)	(▲4.3)	
チェーンストア売上高	(▲28.6)	(51.3)	(0.4)	(8.0)	(▲9.1)	(0.7)	
完全失業率	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8	2.8	
有効求人倍率	1.10	1.10	1.15	1.15	1.14	1.16	
現金給与総額 (5人以上)	(▲1.5)	(1.0)	(0.5)	(0.6)	(0.6)	(0.2)	
所定外労働時間 (//)	(▲13.9)	(19.1)	(7.3)	(11.4)	(7.0)	(3.4)	
常用雇用 (//)	(0.7)	(1.5)	(1.3)	(1.5)	(1.3)	(1.1)	
M2 (平残)	(8.1)	(7.7)	(4.7)	(5.3)	(4.7)	(4.2)	(4.2)
広義流動性 (平残)	(4.9)	(6.7)	(5.2)	(5.5)	(5.2)	(4.9)	(5.0)
経常収支 (兆円)	16.30	3.73	4.28	1.75	1.50	1.03	
前年差	▲2.37	2.79	▲0.51	0.38	▲0.42	▲0.47	
貿易収支 (兆円)	3.90	0.96	0.02	0.62	▲0.37	▲0.23	
前年差	3.42	2.42	▲1.44	0.47	▲0.78	▲1.14	
消費者物価指数 (除く生鮮食品)	(▲0.4)	(▲0.6)	(0.0)	(▲0.2)	(0.0)	(0.1)	

(%)

	2020年度	2020年			2021年		
		4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9
業況判断DI 大企業・製造		▲34	▲27	▲10	5	14	18
非製造		▲17	▲12	▲5	▲1	1	2
中小企業・製造		▲45	▲44	▲27	▲13	▲7	▲3
非製造		▲26	▲22	▲12	▲11	▲9	▲10
売上高 (法人企業統計)	(▲8.1)	(▲17.7)	(▲11.5)	(▲4.5)	(▲3.0)	(10.4)	
経常利益	(▲12.0)	(▲46.6)	(▲28.4)	(▲0.7)	(26.0)	(93.9)	
実質GDP (2015年連鎖価格)	(▲4.4)	<▲8.0> (▲10.1)	<5.4> (▲5.5)	<2.8> (▲0.9)	<▲1.1> (▲1.3)	<0.4> (7.6)	<▲0.8> (1.4)
名目GDP	(▲3.9)	<▲7.6> (▲8.9)	<5.5> (▲4.5)	<2.3> (▲0.8)	<▲1.1> (▲1.5)	<▲0.2> (6.4)	<▲0.6> (0.3)

注：〈 〉内は季節調整済み前期比、()内は前年(同期(月))比。

● 米 国 ●

	2020年	2021年			2021年		
		1～3	4～6	7～9	8月	9月	10月
鉱工業生産	(▲7.2)	〈1.0〉 (▲1.6)	〈1.6〉 (14.7)	〈1.1〉 (5.7)	〈▲0.1〉 (5.7)	〈▲1.3〉 (4.6)	
設備稼働率	71.6	74.1	75.2	75.9	76.2	75.2	
小売売上高	(0.3)	〈8.0〉 (14.8)	〈6.5〉 (32.0)	〈▲0.7〉 (14.9)	〈0.9〉 (15.4)	〈0.7〉 (13.9)	
失業率 (除く軍人、%)	8.1	6.2	5.9	5.1	5.2	4.8	4.6
非農業就業者数 (千人) (前期差、前月差)	▲8,648	736	1,701	2,363	483	312	531
消費者物価指数	(1.2)	〈0.9〉 (1.9)	〈2.0〉 (4.8)	〈1.6〉 (5.3)	〈0.3〉 (5.3)	〈0.4〉 (5.4)	〈0.9〉 (6.2)

	2020年	2020年			2021年		
		4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9
実質GDP (連鎖ウェイト方式)	(▲3.4)	{▲31.2} (▲9.1)	{33.8} (▲2.9)	{4.5} (▲2.3)	{6.3} (0.5)	{6.7} (12.2)	{2.0} (4.9)
経常収支 (億ドル、年率) 名目GDP比	▲6,161 ▲2.9	▲6,155 ▲3.2	▲6,894 ▲3.3	▲7,003 ▲3.3	▲7,577 ▲3.4	▲7,611 ▲3.3	

注：{ } 内は季節調整済み前期比年率、〈 〉内は季節調整済み前期比。
() 内は季節調整済み前年比。ただし、消費者物価指数および暦年の前年比は原数値。

● アジア ●

実質GDP成長率 (前年比、前年同期比、%)

	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	中国
2019年	2.2	3.0	▲1.7	1.3	2.3	4.4	5.0	6.1	6.0
2020年	▲0.9	3.1	▲6.1	▲5.4	▲6.1	▲5.6	▲2.1	▲9.6	2.3
2020年4～6月	▲2.6	0.3	▲9.0	▲13.3	▲12.1	▲17.2	▲5.3	▲17.0	3.2
7～9月	▲1.0	4.3	▲3.6	▲5.8	▲6.4	▲2.7	▲3.5	▲11.6	4.9
10～12月	▲1.1	5.1	▲2.8	▲2.4	▲4.2	▲3.4	▲2.2	▲8.3	6.5
2021年1～3月	1.9	9.3	8.0	1.5	▲2.6	▲0.5	▲0.7	▲3.9	18.3
4～6月	6.0	7.4	7.6	15.2	7.5	16.1	7.1	12.0	7.9
7～9月	4.0	3.8	5.4	6.5	▲0.3	▲4.5	3.5	7.1	4.9

貿易収支 (100万米ドル)

	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	中国
2019年	38,890	43,506	▲54,172	31,364	10,009	35,205	▲3,593	▲40,666	421,073
2020年	44,865	58,978	▲43,765	45,132	25,478	43,906	21,623	▲24,597	523,990
2020年8月	3,651	6,474	▲1,887	5,743	4,497	3,532	2,313	▲2,180	57,101
9月	8,420	7,053	▲1,638	3,738	2,461	5,289	2,386	▲2,266	35,344
10月	5,725	7,425	▲4,743	4,350	2,213	5,364	3,577	▲2,048	57,322
11月	5,807	5,140	▲3,303	3,572	176	4,158	2,594	▲2,144	74,249
12月	6,694	5,704	▲5,899	4,572	1,117	5,113	2,101	▲2,450	75,790
2021年1月	3,593	6,190	▲3,254	4,492	▲202	4,114	1,964	▲2,878	61,887
2月	2,351	4,520	▲1,896	3,729	7	4,420	1,991	▲2,707	35,572
3月	3,975	3,660	▲3,473	5,777	711	5,891	1,567	▲2,759	11,945
4月	366	6,144	▲4,090	4,057	182	4,941	2,286	▲3,098	41,219
5月	2,844	6,175	▲3,279	4,328	796	3,333	2,698	▲3,180	44,282
6月	4,418	5,149	▲5,212	3,475	945	5,385	1,324	▲3,397	51,154
7月	1,806	5,917	▲4,502	2,768	183	3,273	4,123	▲3,664	56,330
8月	1,602	3,492	▲3,379	5,357	▲1,216	5,072	4,748	▲3,509	58,388
9月	4,301	6,446	▲5,448	4,503	610	6,271	4,371	▲3,996	66,758
10月	1,782	6,122							84,540



SMBC

SUMITOMO
MITSUI
BANKING
CORPORATION

マンスリー・レビュー 2021年12月号

発行日 2021年12月1日
発行 株式会社 三井住友銀行
企画・編集 株式会社 日本総合研究所 調査部 TEL 090-6543-4199